

# 尾高朝雄と植民地朝鮮

金 昌禄

## はじめに

尾高朝雄に対する理解は、日本法思想史における重要な課題である。まず、尾高は、「大日本帝国憲法」から「日本国憲法」への転換という日本近現代法史の節目において、「両者の間に生きた民族精神の血が通うように<sup>1</sup>」するために「ノモス主権論」を主唱した。

同時に、尾高は、植民地になる直前の韓半島に生まれ、その28年の教授生活のうちの16年を植民地朝鮮唯一の帝国大学の教授として在職しながら、1945年の「光復」後、新たに韓国の法哲学を築き上げた韓国の第一世代法哲学者たちに法理学を教えた。したがって、尾高に対する理解は、韓国法思想史においても重要な課題である。

それだけでなく、尾高は、植民地支配・被支配を核とする、韓半島と日本の過去に対する清算という特殊な課題に関しても、植民地朝鮮における経験と敗戦後の日本における活動、そして韓国の知識人たちとの関係を通じて、一定の知的役割を果たした。したがって、尾高に対する理解は、韓日関係の法思想史においても重要な課題なのである。

このように特別な位置を占めている尾高の法思想に対して、日本では長らく研究が行われてきた。1960・70年代にすでに松尾敬一による研究<sup>2</sup>や千葉正士<sup>3</sup>による研究が発表され、1980年代には矢崎光圀による研究<sup>4</sup>も発表された。2000年代に入ってから、「帝国の学知」に関する研究が盛んに行われるなか、石川健治による注目すべき研究<sup>5</sup>が発表された。また、韓国でも、尾高の法思想は韓国法思想史の重要な一面として注目されてきた<sup>6</sup>。

この報告では、これらの先行業績に学びながら、「尾高朝雄と植民地朝鮮」という課題にアプローチしようとする。尾高にとって植民地朝鮮とは何だったのか。植民地朝鮮にとって尾高とは何だったのか。「植民地朝鮮」の視点に留意しつつ、関連するいくつかの場面をスケッチすることによって、これらの質問に答えるための手がかりを探ってみたい。

<sup>1</sup> 尾高朝雄『国民主権と天皇制』青林書院、1954、「はしがき」4頁。

<sup>2</sup> 「尾高法哲学の形成」『神戸法学雑誌』15-1、1966；「戦中の尾高法哲学」『神戸法学雑誌』14-4、1966；「戦後の尾高法哲学」『神戸法学雑誌』15-2、1966；「大正・昭和初期の法理論をめぐる若干の考察」『法哲学年報（1969）』1970；「戦中戦後の法思想に関する覚書」『神戸法学雑誌』25-3、1976。

<sup>3</sup> 「戦前におけるわが国法哲学の法思想的再検討（下）」『法學新報』72-5、1965。

<sup>4</sup> 「尾高朝雄の法哲学」『法哲学年報』1979。

<sup>5</sup> 「コスモス—京城学派公法学の光芒」山本武利他編『岩波講座「帝国」日本の学知1「帝国」編成の系譜』岩波書店、2006；「「半島」のノモス—尾高朝雄と京城帝国大学法文学部」奎章閣韓國學研究院『韓日國際 WORKSHOP』2007。

<sup>6</sup> Chongko Choi, Legal Philosophy and Theory in Korea, 『서울대학교 法學』32-3・4、1991、64頁。

## 1 「朝鮮」に生まれる

尾高朝雄は、1899年1月28日、韓半島の釜山に生まれた。当時、韓半島に存在した国家は1897年に宣布された大韓帝国であった。日清戦争を経た大韓帝国はすでに衰退の途上にあり、さらに日露戦争を経て、1910年には、帝国主義国家日本による「条約」締結という形で消滅する運命にあった。

尾高が大韓帝国の釜山で生まれたのは、当時、彼の父である尾高次郎がそこで働いていたからである。尾高次郎は、第一国立銀行を経営していた渋沢栄一の娘婿であり、1899年には同銀行の釜山支店支配人を務めていた。彼は、その後同銀行仁川支店の支配人・監査役を経て、1904年には韓国興業専務取締役、1909年には東洋生命保険社長を務め、1918年には武州銀行を創立してその頭取になるなど、終始渋沢のもとで銀行家として働いた。

尾高次郎の大韓帝国における活動としては、第一銀行券の流通に深く関与したことが注目される。第一銀行券は、日本が大韓帝国における植民地金融体制の構築のために1902年5月から発行を開始し流通させたものであるが、これに対しては大韓帝国の商人たちが強く反発し、1902年9月11日、大韓帝国は政府の外部による第一銀行券の流通を禁止する訓令を出すに至った。これに対して日本は、軍艦2隻を派遣して示威行動をとり、大韓帝国政府は結局これに屈服し、1903年2月13日に上記の禁止令を撤回せざるを得なくなった<sup>7</sup>。金融通貨面において韓半島に対する植民地的支配を貫徹する一つのきっかけとして注目されるこの事件が山場を迎えていた1903年2月9日、尾高次郎は「在仁川港日本人商業會議所會頭」の肩書きで「京城大日本帝國代理公使萩原守一」宛に「第一銀行券流通禁止ニヨル韓國政府ヘノ對處處方案ニ關スル具申書」を送り、「一。帝國軍艦ヲ仁川ニ派遣シ帝國政府ノ決心ノ在ル處ヲ明示スル事、二。韓國政府ノ不正行爲ニ報スル爲メ典圜局若シクハ其他相當ト認ムル官有物ヲ差押ヘ同時ニ韓政府ニ對シ條約上ヨリ生シタル帝國臣民ノ義務履行ヲ一切停止スル事、三。韓國政府ハ其不正行爲ヲ帝國政府ニ謝罪スル爲メ當該官吏ヲ嚴刑ニ處スヘキ事ヲ韓政府ニ要求スル事、四。韓國ニ於ケル帝國將來ノ利益ヲ保障スル爲メ此際ニ於テ韓國國庫金ノ出納ヲ日本人ニ掌握セシメ且沿岸航海權内地雜居權及土地所有權ノ擧得ヲ韓政府ニ要求スル事」を促した<sup>8</sup>。

その尾高次郎にとって、1910年の「日韓合併」は「二千年來の日本の大希望が一朝にして成就した」ことであり、それによって韓半島が「一兵を勞することなくして日本の領土に歸し、今後は二度と再び日本から離れることの無い様に結合された」のは、「今更ながら筆にも言にも盡し難き國家空前の大慶事と云はねばならぬ」ことであった。また、彼はそのような意味を持つ「日韓合併」について、「明治初年より朝鮮に渡航し、幾多の辛

<sup>7</sup> 羅愛子「李容翊の貨幣改革論と日本第一銀行券」『韓國史研究』45、1984参照。

<sup>8</sup> 『駐韓日本公使館記録』17巻、文書番号63。これに関連して、尾高次郎は、1903年2月22日に仁川から「嚴父」に送った手紙で、「此程は朝鮮政府より手強き妨害を蒙り折角七十五萬圓程通用せし銀行券が……四十萬圓程に減縮させられ非常に困難仕候、併し日本政府より軍艦二艘を差向けられ嚴重なる談判を朝鮮政府へ申込み候事に相成候爲め同政府も日本の勢力を恐れて妨害をやめ今日は無事に相濟み申候」と報告している。尾高次郎「日韓併合は果して誰の力ぞ」『修養と娛樂一刀江遺稿の一部』東京印刷株式會社、1921、287頁。

苦艱難に屈せずして貿易其他の事に従ふて居た移住の日本人こそ此合邦の基を爲したる第一の功勞者」であると自負していた<sup>9</sup>。

尾高朝雄の名は、父次郎が名付けたものだが、その由来は「朝鮮の釜山で生まれたので、それで朝鮮の「朝」を取つて「朝雄」と附けた」という。幼い朝雄は、「汽車に乗つて、富平とか朱安邊りの山に松露取りに行つたことなど」の記憶を心に留めたまま、1903年5歳のときに内地に引き揚げたが、それから25年経つて再び韓半島の地を踏むことになる。韓半島とは「不思議な御縁」があつたわけである<sup>10</sup>。

## 2 「植民地朝鮮」に迎えられる

内地に引き揚げた尾高は、東京高等師範附属小学校（1911.3.31）、同中学校（1916.3.31）、第一高等学校一部甲類（1919.7.2）、東京帝国大学法学部政治学科（1922.3.31）をそれぞれ卒業した。1922年には住居を京都に移し、京都帝国大学文学部哲学科に入学して（1923.4.1）、社会学者米田庄太郎や哲学者西田幾多郎に教わつた後、1926年3月31日に同学を卒業した。1926年6月1日には法理学研究のため京都帝国大学大学院に入学したが、京城帝国大学助教授に任命されたことをきっかけに、1928年3月31日に同大学院を退学した。

尾高は、1928年3月17日「京城帝國大學助教授」に任命され、「法文學部勤務及び政治學、政治史第二講座擔任ヲ命」ぜられた。『朝鮮總督府官報』には「任京城帝國大學助教授、絛高等官7等陸軍歩兵少尉正八位尾高朝雄」と報じられており<sup>11</sup>、『中外日報』も「歩兵少尉尾高朝雄任京城帝大助教授（7等）」と報じた<sup>12</sup>。弟である尾高邦雄の回顧によれば、「長女の初枝が生まれて……当時一年志願兵の少尉になりたてであつた兄<sup>13</sup>」とあり、尾高が少尉になつたのは、初枝が生まれた1926年7月<sup>14</sup>前後のことであつたと推測される。

尾高は、1928年4月6日釜山に上陸し、同日に着任した。2日後の4月8日には政治学・政治史第二講座担任を免ぜられ、法理学講座を担当することになった。京城帝国大学助教授に任命された8ヶ月後の1928年11月13日には、「法理學研究ノ爲滿二箇年獨逸國、英吉利國、佛蘭西國及亞米利加合衆國へ在留ヲ命」ぜられ<sup>15</sup>、ウィーンではハンス・ケルゼンの下で国家学を、フライブルクではエトムント・フッサールの下で現象学を学んだ。留学中の1930年6月25日には京城帝国大学教授に任命された<sup>16</sup>。尾高は、1932年

<sup>9</sup> 上掲、102・109・110頁。

<sup>10</sup> 尾高朝雄「我が國體と日本精神」朝鮮總督府學務局社會教育科『青年指導講演録』1938、244-245頁。

<sup>11</sup> 『朝鮮總督府官報』367号、1928.3.23、2頁。それ以後、『朝鮮總督府官報』において尾高の任命の事実を伝える記事には、すべて「陸軍歩兵少尉」と表記されている。ただし、1944年に東京帝国大学教授に任命されたときだけはその表記がない。

<sup>12</sup> 『中外日報』1928.3.19、1頁。

<sup>13</sup> 尾高邦雄「亡き兄朝雄の思い出」『文藝春秋』34-7、1956、288頁。

<sup>14</sup> 朝鮮新聞社編『朝鮮人事興信録』朝鮮人事興信録編纂部、1935、77頁。

<sup>15</sup> 『朝鮮總督府官報』565号、1928.11.17、6頁。

<sup>16</sup> 『朝鮮總督府官報』1047号、1930.7.1、2頁。

6月30日、3年半の留学生生活を終えてボストンを経由し釜山に到着、7月1日帰任した<sup>17</sup>。

東京帝国大学法学部を卒業しただけでなく、京都帝国大学で哲学まで学んだ後、29歳で京城帝国大学法文学部助教授となり、3年半の間ヨーロッパに滞在しながらケルゼンとフッサールに師事し、しかも法学博士でもあった尾高を、京城帝大の朝鮮人学生たちはスター教授として迎えた。

当時の朝鮮人学生たちは、「朝鮮学生を日本人対朝鮮人としてではなく、先生対学生、あるいは人間対人間として対してくれる……日本教授たちに対して大体好感を持って」いた<sup>18</sup>が、特に尾高は「学生たちの間に人気があった<sup>19</sup>」という。尾高が、「若くて、博識で、しかも口上手でも」あり、「難解なカントの批判哲学もフッサールの現象学も三角形や一次方程式を見ているように簡単に説明」し、学生たちを「自宅に招待して夜遅くまで論戦を交え」た<sup>20</sup>からであろう。「尾高教授は私にはじめて法とは何かを教えてくれた師」であったと回顧する愛弟子李恒寧によれば、彼の「京城帝国大学在学中には自由主義者と知られて」いた尾高は、「韓国人学生たちと好んで酒を飲んだが、酔うとはばかりことなく天皇を批判することもあった<sup>21</sup>」という。

### 3 植民地朝鮮の法

ヨーロッパから植民地朝鮮に戻ってきた尾高は、積極的に現象学的法哲学を指向した。彼は、ケルゼンの純粋法学をも含め、新カント学派法学の持つ「必然的な缺陷」である「形式主義の弊」や「當爲と存在の二元主義」のための「法律の實定性」に対する説明力の欠如を克服する道を、フッサールの現象学に基づいて「法律を「實在」として考察」することに求めた。彼が指向した現象学的法学は、「法律を理論的に研究する」と同時に、「法律を社會的歴史的制約の下に考察する」ことであり、「法律上の規定を一般的な規範意味の聯關として理解する」こと、言い換えれば、「一の時代、一の民族が持つ所の實定法を、その觀念的一般的な意味に於て純粹に理論的に考察すること<sup>22</sup>」、「対象自體の中に身を置いて見る綜合認識」、「事物そのものに向つて」(an die Sachen selbst)進む<sup>23</sup>ことであった。

ところで、尾高が住んだ植民地朝鮮には、「法」をめぐる特別な状況が存在していた。万世一系であると同時に統治権の総覽者でもある天皇の絶対的支配だけでなく、たとえ制限された形ではあっても、帝国議會や臣民の權利などの立憲主義的な内容をも持っていた「大日本帝国憲法」を、果たして朝鮮でも施行しうるのかをめぐって議論が続いていた。また、憲法では「帝國議會ノ協賛ヲ以テ」制定される法律によって規律されることになっていた法律事項を、行政機関である朝鮮總督の命令である制令によって規律できる

<sup>17</sup> 『朝鮮總督府官報』1655号、1932.7.4、2頁。

<sup>18</sup> 李忠雨『京城帝國大學』多楽園、1980、111頁。

<sup>19</sup> 翠玄黄山徳博士遺稿集編纂委員會『翠玄黄山徳博士遺稿集 法斗 社會斗 國家』邦文社、1991、44頁。

<sup>20</sup> 兪鎮午「博識한「오다가」教授」『東亞日報』1974.3.28、5頁。

<sup>21</sup> 李恒寧「[學窓三十年 21] 尾高教授의 別世」『法政』1968年10号。

<sup>22</sup> 尾高朝雄「現象學と法律學」『法律時報』5-10、1933、17頁。

<sup>23</sup> 尾高朝雄『實定法秩序論』岩波書店、1942、「はしがき」、2頁。

ようになっていることを、どのように説明すべきかも問題であった。「基本法」である憲法に関するこれらの問題は、植民地朝鮮の法学者には避けて通れない問題であったはずである。

これらの問題にもっとも積極的に取り組んだのは、京城帝大の憲法・行政法担当の松岡修太郎であった。松岡は、まず、1926年6月に京城帝国大学開学記念号として発刊された『文教の朝鮮』第10号に「新領土と憲法の効力に就いて」という題の短文を載せ、「我帝國憲法が新領土にも原則として行はるべきであるか否かの問題」は「朝鮮に於ては之を放擲して置けない根本的の問題である<sup>24</sup>」と指摘した。1931年の「朝鮮における行政権及びその立法権並びに司法権との関係」では、「朝鮮と雖も、立憲君主政國日本の一部を構成するものである以上、立憲政は朝鮮にも行はれるべきであると感ずる」としながらも、「朝鮮に現存する統治制度」が「帝國憲法の採る立憲制度と如何に相異してゐるかを」詳しく指摘した<sup>25</sup>。また、1935年の「朝鮮統治法の特徴」では、「憲法典は朝鮮へも施行されてゐると現在私は考へてゐる<sup>26</sup>」と前提した上で、内地にはないにもかかわらず朝鮮には存在する「憲法第二十九條の自由權に對する制限に關する法」を「速かに改正整理せらるべきである」と主張し、植民地朝鮮における「三權分立の行はれざるごと」や「中央機關の統制を受くること少きこと」をも指摘した<sup>27</sup>。もっとも、1940年の『外地法』では、「新領土へも當然我が憲法典はその効力を及ぼすものと解する」としながらも、「國家的見地から特別の理由により、新領土に對しては經過的に憲法典の例外的統治を實質上行はなければならないことのあるのは、已むを得ざる必要であつて、これに因つて所謂外地といふ制度が生ずる」とトーン・ダウンした<sup>28</sup>。そして、1944年の『朝鮮行政法提要〔總論〕』に至っては、「言語・風習・制度」「民度」「秩序を保持し福利を増進する」ためという理由を出して、それゆえに外地を「異つた方式によつて統治することを必要とするのが寧ろ普通」であるとして、「外地」を積極的に正当化した<sup>29</sup>。ただし、松岡は、以前問題として指摘した制令などの立憲主義から外れた植民地朝鮮の諸制度を、憲法上の原則に即応させる措置が完成されたときに、「法制上の内鮮一體は完成される」と付け加えた<sup>30</sup>。

松岡とともに京城帝国大学の憲法・行政法を担当していた清宮四郎は、1930年代末になるまで、「本当に純粹に理論的に考えた問題」に関心を集中し、「法の定立・適用・執行」(1931)、「違法の後法」(1934)、「憲法改正作用」(1938)など、「憲法及び憲法作用の理論にむけられ」た論文を発表しながら、「結局は机上の空論ではないか」というような批判を受けていたが<sup>31</sup>、1941年9月に東北帝国大学教授に任命された時点で前後して外地法に関する論文を次々と発表した。

<sup>24</sup> 松岡修太郎「新領土と憲法の効力に就いて」『文教の朝鮮』10、1926、53-55頁。

<sup>25</sup> 松岡修太郎「朝鮮における行政権及びその立法権並びに司法権との関係」『法制論纂』第一部論集第4冊、1931、121頁以下参照。

<sup>26</sup> 松岡修太郎「朝鮮統治法の特徴」『公法雑誌』1-3、1935、44頁。

<sup>27</sup> 上掲、48-49頁。

<sup>28</sup> 松岡修太郎『外地法』日本評論社、1940、12頁。

<sup>29</sup> 松岡修太郎『朝鮮行政法提要〔總論〕』東都書籍、1944、2頁。

<sup>30</sup> 上掲、15頁。

<sup>31</sup> 清宮四郎「憲法学周辺50年〈第4回〉」『法学セミナー』1979.8、125-6頁。



清宮に関しては、次のようなエピソードが注目される。「夫琬赫（法14）が、清宮の憲法学の時間に、日本憲法の制定権力はどこから来ているのか、その憲法が朝鮮にも通用されているのかと質問した。彼〔清宮；筆者〕は質問の意味を察知して、皇道精神は超憲法的な規範であって、地域・時間・人的な適用上朝鮮に該当すると答えた。夫琬赫が、ハンス・ケルゼンの「純粹法学理論」を引用し、朝鮮には権力構造は通用するが民権主張は通用しないでいるとすると、清宮教授は、教室ではそのようなことを言ってもいいが、外ではいけないと言った<sup>32</sup>」。

その清宮は、「昭和一五年八月九日稿」と記された「帝國憲法の外地適用」において、次のように「答えた」。すなわち、彼は、憲法規範を、「統治の本源に關し、統治の根本のまた根本に關する規範」である「國家において、何人が統治の主體であり、統治權の總攬者であり、最高の統治者であるか、に關する規範」、つまり「基本的統治法たる憲法」＝「必要的綜體憲法」と、「基本的統治法にもとづき、統治者が、如何なる仕方て統治をすべきかを定める規範」、つまり「派生的統治法たる憲法」＝「任意的綜體憲法」に分けて、前者は「大日本帝國憲法」第1条及び第4条前段、つまり「わが帝國においては、萬世一系の天皇が統治せられ、天皇は、帝國における統治の主體であらせられ、統治權を總攬せられ、最高の統治者であらせられる」にあたり、これらは「如何なる手段によつても、例へば、憲法改正の如き手段によつても、これを動かし得ぬ、帝國統治の鐵則」として、「外地にも當然に通用する」が、後者は「大日本帝國憲法」第4条後段及び第5条以下の条項にあたり、これらは「新領土には當然行はれるものではなく、その施行は、一にかかつて、時々天皇の御裁斷にある」と説いた<sup>33</sup>。つまり、外地に対しては「基本的統治法たる部分が當然通用すべきであるほかは、全く白紙で<sup>34</sup>」あり、これこそ「外地の特殊統治の基礎を成す不文綜體憲法<sup>35</sup>」であるというわけである。それでは、必要的綜體憲法はどうしてそのような性質を持つのか。清宮の答えは、「この種の憲法規範は、わが國に、古來、不文法として存してゐた」というものである<sup>36</sup>。これは、ケルゼニスト清宮の、国体への学問的な帰依であるといえよう<sup>37</sup>。

一方、尾高には、植民地法の特性に対するそのような「格闘」は見いだせない。尾高は、「筆記をさせた後それを説明する方式」で講義を進めたが<sup>38</sup>、李恒寧が大学予科3年生であった1936年に尾高の「法制」講義を受講しながら作成したノート<sup>39</sup>の「筆記」にあたる部分のうち「第九憲法」では、憲法の内容（實質的意義ニ於ケル憲法と形式的意義ニ於ケ

<sup>32</sup> 李忠雨、上掲、247頁。

<sup>33</sup> 清宮四郎『外地法序説』有斐閣、1944、78-82頁。

<sup>34</sup> 上掲、85頁。

<sup>35</sup> 上掲、82頁。

<sup>36</sup> 上掲、80頁。

<sup>37</sup> 李恒寧は、清宮が「統治權が日本の天皇にあるという憲法第一條の規定は既存の事實を闡明したものであると力説」したことは、「法は事實ではなく規範であるとする、彼が属しているケルゼン学派の主張とは相反するものとして、いうならば所信を捨てて時流に迎合したこと」であると喝破した。李恒寧「[學窓三十年4]「肇國の精神と法律」」『法政』1967年4号。

<sup>38</sup> 李恒寧「[學窓三十年1]尾高教授の「法制」講義」『法政』1967年1号。

<sup>39</sup> このノートはソウル大学法学専門図書館に所蔵されている。全87頁であり、表紙には「法制／李恒寧」、3頁には「京城帝國大學法學博士・文學士尾高朝雄講述法學通論」と記載されている。このノートは崔鍾庫教授のご配慮により入手できた。この場を借りてお礼申し上げる。

ル憲法)、欽定憲法・協約憲法・民定憲法の区別に対する一般的な内容に続いて、大日本帝国憲法の概括的な内容が記録されているが、その第二章臣民権利義務に関する記録の最後に、「但シ憲法第二章ノ規定ハ外地及ビ外地人ニ關シテハ様々の制限ヲウケル」とある。そして、それに対する「説明」に当たると見える記録には、「朝鮮デハ制令ガ立法トシテノ效果ヲ有スルヲ以テ朝鮮ニハ憲法ハ適用サレナイト説ク學者モアル（美濃部派ノ學者ハ殊ニ然リ）然シ朝鮮總督ニ立法權ガ委任〔下線は原文〕サレテオルノデアツテ、成程制限ハウケテイルガ朝鮮ニモ憲法ガ適用サレルト説ク學者モアル（尾高教授モモノ説ニ賛ス）」とある。しかしながら、そこには臣民権利義務が制限を受ける理由は書かれていない。

これと関連して、印刷本として存在する『法制講義案』には、「臣民の基本権は、原則として法律によらずしては制限され得ない。但し、以上の規定については今日なほ種々の例外が存する。すなはち、衆議院議員選挙法は外地には施行せられず、兵役法は外地人に対しては一般的には適用されて居らない。また、例へば朝鮮に於ては、法律によるべき事項をば朝鮮總督の發する命令——「制令」——によつて規定することが出来る」とある<sup>40</sup>。これまた、植民地朝鮮の特別な法状況の事実に関して説明はしているが、その理由に対する説明はなしに、ただ「例外」と言及しているだけである。

また、1940年に朝鮮総督府視学委員として中等学校の公民科の授業を視察した後に作成した報告書では、「朝鮮の特殊事情」を強調しながら、一方で、朝鮮では民法は直接適用されるのではなく朝鮮民事令という制令を通じて間接的に適用されるため、朝鮮人の親族相続については原則として民法を適用せず慣習によるということを教えるべきであるとし、もう一方では、「朝鮮の形式に流れた大家族制度には、周知の通り色々な弊害が伴つてゐる。そこで、此度民事令が一部改正せられて、内地式の氏の創設が行はれることになつた所以を説いて、創氏改名の意義を明らかにすべきである」ともいう<sup>41</sup>。

このような差は、松岡や清宮は憲法・行政法を担当していたのに対し、尾高は法哲学者であったという事実に由来するものだったのであろう。「國法自體の中に、國民の尊敬に値する尊嚴なる意味があり、共同生活の安寧秩序を維持する不斷の目的が存する……法には客觀的な意味があり、價値があり、目的がある。その客觀的な法目的こそ、法を法として不斷に效力あらしめてゐる根本の契機である<sup>42</sup>と主張しながら、「法目的の實現者として最高の適格性を有するもの」としての「國家」に注目し<sup>43</sup>、民主主義國家と独裁主義國家の問題性を克服する道として立憲君主國家へと進む<sup>44</sup>尾高にとって、植民地の「例外」はそもそも重要な存在ではなかったのかも知れない。

<sup>40</sup> 尾高朝雄『法制講義案』京城帝國大學豫科、年度不明、34頁。

<sup>41</sup> 尾高朝雄「昭和十五年度朝鮮總督府視學委員視察報告（中等學校）公民科」『文教の朝鮮』186、1941、48-49頁。

<sup>42</sup> 尾高朝雄、上掲『實定法秩序論』、217頁。

<sup>43</sup> 上掲、408頁。

<sup>44</sup> 上掲、554頁以下。

#### 4 「植民地朝鮮」から排斥される

1937年に「日中戦争」が勃発した後、尾高は「非常な愛国者になった<sup>45</sup>」。彼は、国民総力朝鮮連盟学術部門連絡係・参事（1941.5）、同理事・総務部企画委員会、錬成部錬成委員会および宣伝部文化委員会の委員（1943.9）などを務めながら、「思想戦の前線にある「隊長」<sup>46</sup>」として活発な講演活動を繰り広げ、また「時局」に関するコラムなどを次々に発表して、特別な立憲君主国家としての大日本帝国を植民地朝鮮に押し付けた。

尾高によれば、「内外共に非常な難局に際會」している「いま九千萬の同胞が相集まつて……天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼」すべきであり<sup>47</sup>、「學問を守らうとする學徒は、單に學問を守るためのみからいつても、自ら進んで國民たる自覺を強調せねばならぬ。……學生諸君は、遲疑せず、浚巡せず、強烈な國家意識に燃え立つべきで」あった<sup>48</sup>。日本は「天皇を永遠不變の統治權者として載きその下に一億の同胞が心を合せるといふ……國體」を持ち、「建國以來今日に至るまで、絶えず正義を根本として、これを強く貫いて來た國」であり、したがって「支那事變」は、「間違つた考を改めさせる爲に……缺然起つて、支那に對する膺懲の義軍を起した」ことであつた<sup>49</sup>。また、「肇國と共に古き道義の理念の雄渾なる顯現」である日本の戦争は、「平和のための戦争であり、建設のための戦ひ」なのであり、「眞の皇國臣民となつて此の大使命を共に擔ふは、半島二千三百萬の同胞の進むべき唯一絶對の道」であり、「内鮮一體を具現すべき絶好の機會」であつた。尾高は次いで、「日本精神が朝鮮半島の隅々にまで浸徹し、半島二千四百萬の民衆が心の底から骨の髓まで完全な日本人となり切ること」こそ「道義朝鮮の建設」であるので、「欽定憲法の規定する兵役の大義務は、道義人の擔ふ無上の光榮として半島同胞の頭上に燦として輝く」のであり、「此の光榮に感激し、道義錬成の梯を黙々として昇り行く人々こそ、眞に大東亞の道義的建設の指導者たるに値する」、と徴兵に応じることを促した<sup>50</sup>。

一方、尾高は、大学の中では1940年10月から1943年3月まで学生主事を兼任し<sup>51</sup>、「断髮令」を主導した。朝鮮人学生たちの回顧によれば、1939年4月の新学期から大学内で朝鮮語の使用が禁じられ、断髮が強いられた。朝鮮総督府の塩原時三郎学務局長は、「日本の興亡盛衰がかかっている今、内鮮一体が問題なので、国民精神の統一を期するためにはみんな断髮に協調してほしい<sup>52</sup>」といったそうである。学生主事になった尾高は、「自ら丸刈りにし陸軍少尉の軍服を着て、学生たちの前に現れて断髮を勧め<sup>53</sup>」、「最後まで断髮令に抗議する朝鮮学生たちの根を絶つつもりだったのか、ある日……八人を選ん

<sup>45</sup> 尾高邦雄、上掲、290頁。

<sup>46</sup> 石川健治、上掲「コスモス—京城学派公法学の光芒」、203頁。

<sup>47</sup> 尾高朝雄「國家と個人」『緑旗』2-4、1937、18頁。

<sup>48</sup> 尾高朝雄「國家」河合榮治郎編『學生と社會』日本評論社、1938、213頁。

<sup>49</sup> 尾高朝雄「我が國體と日本精神」朝鮮總督府學務局社會教育科『青年指導講演録』10-8、1938、251-255頁。

<sup>50</sup> 尾高朝雄「道義朝鮮と徴兵制度」『朝鮮』326、1942、18・26頁。

<sup>51</sup> 『朝鮮總督府官報』4138号、1940.11.6、1頁。

<sup>52</sup> 李忠雨、上掲『京城帝國大學』、229頁。

<sup>53</sup> 翠玄黄山徳博士遺稿集編纂委員會、上掲、45頁。



で無期停学を通告した<sup>54</sup>」という。このように、特に太平洋戦争勃発の後には、尾高は相当反動的になり、朝鮮人学生たちに「軍国主義の手先<sup>55</sup>」とまで批判された。そして、朝鮮人学生たちは尾高の講義を受講しなくなった<sup>56</sup>。

1944年5月13日、尾高は東京帝国大学教授に任命され<sup>57</sup>、植民地朝鮮を離れた。李恒寧によれば、当時尾高は「私に懇切なお手紙を賜り、決してソウルから逃避するわけではないのであるが、故郷に行きたい、というご心情を披瀝され」た<sup>58</sup>、という。黄山徳は、尾高が東京帝国大学へ移ったことを、朝鮮人学生から排斥されたせいで「尾高教授はもはや京城帝国大学に留まりたくなくなった<sup>59</sup>」ことに繋げる。

内地に引き揚げた尾高は、1945年5月末、招集令状を受け甲府の連隊に入隊した<sup>60</sup>。そして、「老歩兵少尉」は「富士山麓・河口湖畔の梨本宮邸警備衛兵司令という肩書きで、終戦を迎えた<sup>61</sup>」。

## 5 ポスト植民地

「去るに忍びぬ朝鮮を去つた<sup>62</sup>」という尾高は、その朝鮮が南北に分断され、3年余の内戦を経て休戦協定が結ばれようとしていた1953年4月に、「速かに日韓関係の調整を図れ」という題のコラムを発表した。この時期はまた、第2次韓日会談が開催された時点(1953.4.15-7.23)とも重なる。

そこで尾高は、「日韓両国民が真剣に考え、冷静に話し合つて、合理的に解決をはかつて行くべき緊急の事柄」として3つのことを挙げた<sup>63</sup>。第一は、朝鮮の独立を肯定することである。これについて尾高は、「朝鮮で生れ朝鮮で働き朝鮮を知る者の一人として」、「大韓民国成立に際して朝鮮民族の歓喜に深く共鳴しこれに心からの慶祝を寄せ」た。ところで、その「肯定」や「慶祝」の根拠は、かつて「ヴェルサイユ條約當時の考え方の残り滓」として排斥した<sup>64</sup>「民族自決主義」であった。

第二は、「何よりも必要な」こととして、「日韓両国がいままでの行きがかりをすみやかに清算して、緊密な提携関係を結んで行くこと」である。なぜ「緊密な提携関係を結んで行く」べきなのか。尾高の答えは、「民族自決主義は、当然に小国を分立せしめる。それらの分立した小国が、互に境を高くして対立し、些事に拘泥して争うことは、百害あつ

<sup>54</sup> 李忠雨、上掲『京城帝国大學』、242頁。

<sup>55</sup> 李恒寧、上掲『法政』1968年10号。

<sup>56</sup> 翠玄黄山徳博士遺稿集編纂委員会、上掲、45頁。

<sup>57</sup> 『朝鮮總督府官報』5189号、1944.5.25、2頁。

<sup>58</sup> 李恒寧、上掲『法政』1968年10号。

<sup>59</sup> 翠玄黄山徳博士遺稿集編纂委員会、上掲、45頁。

<sup>60</sup> 久留都茂子『父、尾高朝雄を語る』竜門社深谷支部、2003、27頁。

<sup>61</sup> 尾高朝雄「大学遍歴の記」鈴木信太郎編『赤門教授らくがき帖：東京大学80年』鱗書房、1955、32頁。

<sup>62</sup> 尾高朝雄『法の窮極に在るもの』新版、有斐閣、1965、5頁。

<sup>63</sup> 尾高朝雄「速かに日韓関係の調整を図れ」『花郎』3-3、1953、22-23頁。

<sup>64</sup> 尾高朝雄「[座談會]新體制と學生—京城帝國大學教授法學博士尾高朝雄先生を圍んで」『緑旗』5-10、1940、49頁。

て一利をも生まない」ということであつた。それでは、「いままでの行きがかり」をどう「清算」すべきなのか。尾高の答えは、「朝鮮が日本の統治下にあつて四十年をすごしたということは、それに対する一切の価値判断から離れて、動かすことのできない歴史的事実である」ということであつた。したがって、尾高から見て必要なのは、「南鮮の農産物」を日本に供給すること、「北鮮を切り離れた韓国」に日本から重工業施設を補給すること、そして「普通学校から大学にいたるまで、日本国の一部としての教育制度が行われて来た朝鮮で」教育を受けたため「日本語を理解し……日本的な用語や概念や文章に慣れている」青少年たちに対し、「日本を通じて科学や技術や文化の向上をはかる」ようにすることであつた。尾高にとっては、「そのような経済および文化の交流」こそ、「両国にとつての目下の急務」であつた。

第三は、朝鮮の独立によって日本国内に産み出された「一種独特の少数民族の問題」としての日本在住朝鮮人の問題である。尾高によれば、彼らは「すでに日本の国籍から離れているのであるから、日本にとつては外国人または第三人で」あるが、歴史的・現実的な事実からいって、「実質上やはり少数民族的性格を十分に備えている」ので、「日本としてできるだけ保護を加えるのが当然」であつた。しかしながら、尾高が在日朝鮮人問題に対して最も強調したのは、「日本にいる以上、日本の法律に従い、秩序ある生活をして貰うということだけ」であつた。

尾高のこのような姿勢は、1936年から日本の敗戦まで京城帝国大学法文学部教授として在職した国際法学者祖川武夫（1911-1996）のそれと対比される。祖川は、1966年に発表した「日韓基本条約」という論文において、まず、1910年「併合条約」をはじめとした旧条約の効力に関する韓日基本条約第二条について、「問題は本来、条約のそれとしての効力や失効の時点などにあつたのではなく、戦争責任条項にも比べられるような、朝鮮植民地化の責任の原則的宣示条項を設けるということにあつた」が、韓日両国政府の主張の隔たりから会談においてはその本来的な問題は正面から扱われず具体的な問題に対する議論が先行した結果、「植民地化責任の原則的宣示条項が、それに適合的なフォーミュラではなく、ただの旧条約無効確認条項としてフォーミュレートされ、失効の時点がもつぱらイシューの核心であるかのように取り扱われ」るようになった<sup>65</sup>、と問題の核心を衝いて見せた。その上、祖川は、1905年条約が「韓国権力核にたいする武力的脅迫と買収により調印され」、1910年条約が「朝鮮の完全な掌握＝直接支配のための併合政策」のもとに、韓国の軍隊を解散し司法・監獄事務および警察権を掌握したうえで調印され、「反日指導者らのおびたしい数の事前逮捕や陸・海にわたるものものしい武力警戒・示威のもとに公布された」と記して、これらの条約が強迫によって結ばれたことを指摘した。また、「朝鮮総督府による三五年間の植民地統治」は「植民地住民の政治的無権利状態を媒介として、資本の植民地的収取が存分におこなわれた」ものと位置づけた<sup>66</sup>。

祖川と有泉亨をインタビューした長尾龍一は、「全体的印象は、教授たちは、身はソウルにあれど心は東大研究室にあつて、日々ドイツ語の本を読み、内地の出版社に送るた

<sup>65</sup> 祖川武夫「日韓基本条約」『国際法外交雑誌』64-4・5、1966。引用は、小田滋・石本泰雄編『祖川武夫論文集 国際法と戦争違法化—その論理構造と歴史性』信山社出版、2004、250-251頁から。

<sup>66</sup> 上掲、252-253頁。

めの原稿を書く生活を送っていたように見える。彼等は植民地支配の現実を直視することを避けていたのである。しかし私の見るところでは、彼等の多くは、見ないふりをしながら、実際には見ていたのである。ただ、これを見るのが、大きな勇気をもたなければ自己の実存について困難な倫理的問題を提起するため、眼を外らしていたのかも知れない。彼等の戦後の職場として作られた東大社研が左翼知識人の牙城のようになったのは、彼等の潜在的だった罪の意識が顕在化したという意味もあると思われる<sup>67</sup>という。韓日基本条約に関する祖川の分析は、その「潜在的だった罪の意識が顕在化」した一例かも知れない。

ところで、尾高はどれほど「植民地支配の現実を直視」したのだろうか。京城帝国大学で教鞭を執っていた16年間を、「東京の大学」と対比される「地方の大学」における「遍歴」として位置づけている<sup>68</sup>尾高からは、その面がなかなか見えてこない。

## おわりに

これまで「植民地朝鮮」の視点に留意しつつ、「尾高朝雄と植民地朝鮮」というテーマに関連するいくつかの場面をスケッチしてきた。

尾高朝雄は、「朝鮮」に生まれ、「朝鮮」で生き、しきりに「朝鮮」を語った。にもかかわらず、尾高には「大日本帝国」は見えたと「植民地朝鮮」はあまり見えなかった。そのため、尾高の「知」を「帝国の知」として位置付けることはできるとしても、それを「植民地の知」として位置付けることは難しい。

この「植民地の不在」は、尾高の敗戦前後の思想にどう影響したのか。「植民地の子」であった韓国法哲学第一世代にはどのような意味を持ったのか。今後の課題としたい。

<sup>67</sup> 長尾龍一「日本法哲学についてのコメント」『法哲学批判』信山社、1999、146頁。

<sup>68</sup> 尾高朝雄、上掲『大学遍歴の記』、26頁。